

第3回

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会

日 時 平成25年7月31日(水)

10:00~12:00

場 所 高知市本町5-3-20

高知共済会館 3階 桜の間

会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 前回の議論整理について

(2) 行政と建設業との連携の強化

①災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策

②建設業者の災害対応力の向上のための方策

(3) その他

3 閉会

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会委員名簿（五十音順）

委員氏名	役職等
大年 邦雄	高知大学教授
大西 勝也	黒潮町長
仙頭 ゆかり	安芸市自主防災組織連絡協議会副会長
高橋 淳一	高知県商工会議所連合会専務理事
中野 晋	徳島大学大学院教授 環境防災研究センター 副センター長
西野 精晃	高知県建設業協会副会長
藤山 究	四国地方整備局技術調整管理官
宮田 喜弘	高知県建設業協会総務委員会委員長
渡邊 法美	高知工科大学教授

議 題 1

前回の議論整理について

第2回委員会でのご意見等について

番号	第2回委員会 でのご意見等	事務局からの報告
1	<p>○国における災害発生時の初期対応と東日本大震災時の対応についての情報提供</p>	別紙参照
2	<p>検討事項の「地域をよく知る建設業者の確保」について 次の中項目、小項目を追加してはどうか</p> <p>○(幸せを知る)高知県の実現に資する事業の立案と実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発注者責任」 ・「地域の人々と建設業者が共に企画・立案できる事業」 	検討事項の項目の立て方を整理したうえで、第4回委員会で検討を行う予定

災害時における初期対応について

○基本的な考え方（災害発生時の初期対応）

災害時における応急対策業務に関する協定については、四国管内の各団体と締結している。

東日本大震災における初期対応を踏まえ、大規模災害時に対応可能な企業に対して、道路啓開・応急復旧の依頼が円滑にできる体制づくりを行う必要がある。

○東日本大震災における東北地整の対応（参考）

- ・ 災害時の応急対策業務に関する協定については、協定書の他に直轄事務所の管理エリアごとに体制リストを作成している。
- ・ 発災時は沿岸部で壊滅的状況であったが、機動できる協定業者が結集し、応急復旧、道路啓開作業に当たった。「人命第一」、「ライフライン確保」を目標に、国・県・市の枠組みによらず、あらゆるルートを模索して啓開作業に当たった。
- ・ 応急対策業務に関する対価は、緊急随意契約にて契約し、実費精算にて支払いを行っている。

議 題 2

行政と建設業との連携の強化

- ①災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策
- ②建設業者の災害対応力の向上のための方策

検討事項

(1) 行政と建設業との連携の強化

- ① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策
 - ア 行政と建設業の役割分担の明確化
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 発注方法のあり方
 - エ 連絡体制の構築
 - オ 通信手段の確保
 - カ 重機、資材の確保
- ② 建設業者の災害対応力の向上のための方策
 - ア 災害協定に基づく合同訓練
 - イ 重機リース会社との提携
 - ウ 他県の建設業者との連携
 - エ 建設業者のBCPの策定促進

今回（第3回）の議題

(2) 地域をよく知る建設業者の確保

- ① 経営安定化のための方策
 - ア 地域に貢献する企業の評価
 - イ 新たな入札契約方法
 - ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方
 - エ 新分野への進出
 - オ 業界再編の動向
- ② マンパワーを確保するための方策
 - ア 若年入職者の確保
 - イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価
 - ウ 通年発注できる仕組みづくり

次回（第4回）の議題予定

① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策

ア 行政と建設業の役割分担の明確化

課題

- 県と建設業界の防災協定が機能するために、それぞれの具体的な役割を整理・明確化し運用して行くための方策を検討することが必要

現状や参考事案等

【初動における災害対応】

- ・災害対応体制の確保……………(県・建設業界)
- ・土木施設被災状況の把握……………(県・建設業界)
- ・応急復旧の実施
 - 応急復旧とその優先順位を決定…(県)
 - 応急復旧の実施……………(建設業界)
- ・道路や港などの交通路の啓開作業
 - 啓開作業の優先順位の決定……………(県)
 - 啓開作業の実施……………(建設業界)

取組み方策等

- それぞれの役割を明確化するために、
- ・県と建設業界それぞれが、BCPにより、それぞれの役割を整理
 - ・協定により、役割分担を明確化
 - ・合同訓練の積み重ねにより、それぞれの役割分担を認識

イ 作業の優先順位

課題

- 国・県・市町村から、建設業協会や個別企業にそれぞれ道路啓開等の要請が行われると混乱を招くことから、予め優先順位や指示体制の明確化が必要
- 行政の連絡調整を強化し、情報の一元化、整合の取れた統一的な指示が行える指揮命令系統を構築することが必要

現状や参考事案等

・特定の地元企業に複数のインフラ管理者からの支援要請があった事例…(中略)…被災規模が大きく支援要請が対応能力を上回る場合に企業側で優先順位を判断するのは困難であるため、インフラ管理者間で災害対応の優先度を調整する必要があるが、この場合、現場レベルで優先度を臨機応変に判断することが現実的

・アンケート調査(回答企業137社)

・複数のインフラ管理者からの要請が重なった企業…51社(37.2%)

そのうち、優先順位付けは困難であったと回答した企業…51社のうち17社(33.3%)(全回答企業に対する比率:12.4%)

・建設企業には業団体を通じた依頼とインフラ管理者からの直接の依頼が混在…(中略)…災害協定を締結している業団体に窓口を一本化する等の措置が必要と思われる。

(「東日本大震災の災害対応マネジメント」より抜粋)

取り組み方策等

【高知県の道路啓開における取り組み】(第2回資料8参照)

- ・平成25年度 : 優先啓開防災拠点を選定 → 優先啓開ルートを選定
- ・平成26年度以降: 事務所別道路啓開計画の策定

【留意すべき点】

- ・道路啓開と止水・排水など、被害状況によって優先順位は柔軟に対応することが必要
また、現場での臨機応変な判断が必要

ウ 発注方法のあり方

課題

- 緊急を要する作業に迅速に着手することのできる発注・支払方法について
- 大規模災害時に業界団体に発注を一括で委託する仕組みの是非について

現状や参考事案等

【高知県における災害時の緊急応急工事の発注について】

- ・災害時等…緊急工事発注依頼書により迅速に発注
- ・緊急応急工事の範囲…直ちに対応しなければ県民の生命や財産に危険又は支障を及ぼし、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応が出来ないと判断される応急工事
- ・通常事務の例外措置として取引実績等のある業者に発注 → その後、設計書の作成、予算の確保等を行う

【東日本大震災における前金払いについて】

- ・国直轄事業について、緊急復旧事業の前金払を速やかに実施するため、工事請負契約書の取交し前に、暫定契約書を交付し概算で支払える取り扱いを通知
- ・都道府県や政令市に対しても前金払の迅速化などを要請

取組み方策等

- ・非常時において、建設業者から行政側に情報連絡がつかない状況で、緊急を要する作業が必要になった場合の対応の検討
- ・緊急時の事務処理全般の簡素化
- ・業界団体へ一括委託する場合、受け手の体制の問題

才 通信手段の確保

課 題

○停電により、電話、FAX、メール、インターネットなどの通信手段が長期間遮断されることを前提に、県と建設業界の確実な通信手段の確保が必要

現状や参考事案等

【高知県】

- ・防災行政無線…県、市町村、県出先機関、防災関係機関との間を結ぶ通信網
他の自治体と衛星回線で接続可能
民間との接続はできない
- ・衛星携帯電話…土木部本庁4台、危機管理部4台、土木事務所12台、ダム6台(計26台)
現状は音声のみでデータ通信はできない

【高知県建設業協会】

- ・衛星携帯電話…協会本部3台、各支部12台(計15台)
現状は音声のみでデータ通信はできない

取組み方策等

- ・高知県…平成25年度に端末更新に合わせ外部アンテナを用いて常時接続が可能となる予定
- ・高知県と高知県建設業協会において、衛星携帯電話を用いた訓練を実施
- ・衛星携帯電話の必要台数についての検討
購入費用や維持費用の負担…NTTのワイズスターⅡ(県導入)の場合基本使用料約5千円

力 重機、資材の確保

課 題

- 道路網が寸断された状態で、活用できる重機や資材の所在や数量を把握することが必要
- 災害時に使用できる資機材を備蓄、確保することが必要

現状や参考事案等

【高知県】

- 浸水対策に関連して、高知県の「南海地震長期浸水対策検討会」において、資機材の備蓄について検討し、平成25年3月に検討結果をとりまとめ
 - ・必要な資機材を把握・確保するとともに、津波や長期浸水などにより被災しないように備蓄・保管
 - ・土のうや鋼矢板などの、県による備蓄量の増加と浸水域外での備蓄を検討
 - ・通常備蓄のほか、流通業者との協定による流通在庫備蓄も検討
- 以降、「高知県・高知市南海トラフ巨大地震対策連携会議」において検討を継続
- 建設機械の保有に対する評価…経営事項審査及び総合評価方式における企業評価で加算

【高知県建設業協会】

- 災害情報共有システムの資機材情報管理機能により把握
 - …土木一式をもつ会員企業を対象に、毎年1回情報更新し、資機材の保有状況を把握（平成24年7月調査の回答率：78.5%（回答344者／対象438者））

取り組み方策等

- ・発災後の状況において、活用できる重機や資材の残存状況をどのように把握するか
- ・重機だけでなく、操作できるオペレータの確保も必要

② 建設業者の災害対応力の向上のための方策

ア 災害協定に基づく合同訓練

課題

- 県と建設業界が合同で防災訓練を実施することにより防災意識の向上と役割分担・作業手順の意識づけを図ることが必要

現状や参考事案等

- ・各土木事務所において震災対策訓練を開催
- ・高知県建設業協会が導入したGPS携帯電話(災害共有システム)を活用した通信訓練を、各土木事務所と各支部の間で実施(平成23年2月～3月、平成24年9月、平成25年4月)
- ・高知県と高知県建設業協会において、衛星携帯電話を用いた訓練を平成24年10月に実施(毎年1回を予定)

・福島県でも登庁困難者を想定した「3日間の行動指針」やロールプレイング訓練が一定の効果があったとされており、事前の対応計画と訓練が自律的な活動に有効である

- ・職員不在の状態からのスタートも想定したBCP等の事前対応計画と実戦的な訓練が必要

(「東日本大震災の災害対応マネジメント」より抜粋)

取組み方策等

- ・現在の訓練の効果を検証
- ・役割分担・作業手順の意識づけに効果的な、実戦的な訓練が必要

イ 重機リース会社との提携

課題

- 建設企業の保有する重機が使用できない場合に、リース会社が保有する重機の使用
- 県内リース会社が被災することを想定しておくことも必要

現状や参考事案等

- ・陸前高田市では、建設業協会が一括してリース会社と契約し、相当数の重機を確保し投入した。
- ・近年、建設機械は建設企業の自社持ちから徐々にリース・レンタルへとシフトする傾向にあり、今後リース・レンタル業との災害協定のあり方を検討する必要がある
- (リース・レンタル業の意見)
- ・「実際の機械器具の稼働使用、日常メンテナンスはおお客様(借手)の責任です。公共機関、官庁の方は現地設置、稼働まで望まれています。が、多くの場合できません。」

(「東日本大震災の災害対応マネジメント」より抜粋)

取組み方策等

- ・リース会社との協定など、提携を検討することが必要
(参考事例…青森県では青森県建設機械レンタル協会青森支部と協定を締結)
- ・県内リース会社が被災した場合も考慮し、県外リース会社との提携も検討が必要

ウ 他県の建設業者との連携

課題

○被災時には、応急復旧に必要な物資や資機材の提供等の支援が必要となることから他県の建設業協会との連携について検討が必要

現状や参考事案等

【高知県の状況】

・カウンターパートによる相互支援体制

中国・四国9県の間で、大規模災害時の相互支援体制について基本合意書が締結(H23.11)され、高知県・島根県・山口県がグループとなっている。
その後、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」が締結(H24.3)

【高知県建設業協会の状況】

- ・愛媛県及び、島根県・山口県の建設業協会との協議を予定
- ・相互支援する業務の内容…資機材(重機、燃料等)、オペレータ

取組み方策等

- ・建設業協会同士の連携を引き続き協議
- ・国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の円滑な活動が出来るよう、受け入れ側の体制づくりも必要

工 建設業者のBCPの策定促進(その1)

課 題

- 建設業者のBCP策定を促進させる方策の検討することが必要
- 防災への取組が認められる企業の評価を検討することが必要

現状や参考事案等

【BCP策定促進の現状】

- 「高知県建設業BCP認定制度」を平成24年度策定…認定の有効期間3年間

- ・土木一式工事のA・B等級が対象
- ・被害想定や災害時の対応体制、事業継続計画の課題とその改善計画等を審査
- ・24年度に69者認定(※国による「四国建設業BCP等審査会」の認定企業が40者)

- 県・国の認定企業(重複除く)は105者で、入札参加資格者253者に対する認定企業の割合は41.5%
(※入札参加資格者数253者(H25.4.1現在))

- BCP認定の評価…総合評価における加算

【BCP策定以外における評価】(第2回資料6参照)

- ・経営事項審査における加算…防災協定の締結
- ・入札参加資格審査における加算…災害協力(県要請による災害復旧工事への貢献・GPS携帯災害情報共有システム協力企業・消防団協力事業所表示制度の認定)
- ・総合評価における加算…消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況

東日本大震災において、スピーディーな活動を可能とした要因

- ・建設機械を自社又は協力会社で保有している…68%
- ・建設機械オペレータが自社又は協力会社に所属している…98%
(国土交通省東北地方整備局アンケート調査より)

工 建設業者のBCPの策定促進(その2)

取組み方策等

- 現在の「高知県建設業BCP認定制度」で対象となっている企業以外の建設業者のBCPについて
- 災害対応のスキルアップ等に取り組む企業や直営部隊を有する企業に対する評価について
 - ・評価する対象…評価して行くべき建設業者の範囲の検討
例えば、自ら技能労働者や重機のオペレータを雇用し、重機を確保し直営部隊を持った企業など
 - ・評価の方法…何を指標として評価するか

議 題 2

行政と建設業との連携の強化

- ①災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策
- ②建設業者の災害対応力の向上のための方策

<資料>

協定に対する評価について

『東日本大震災における業界団体の活動実態調査結果（「東日本大震災の災害対応マネジメント」アンケート調査）』より抜粋

調査期間：2012年1月13日～2012年2月20日

調査対象：①業界団体向けアンケート：32団体回答

②業界団体会員企業向けアンケート：137件回答

(①の業界団体向けアンケートを行った32団体のうち8団体を対象)

○業界団体による自治体の協定に対する評価（図3.5-3）

役に立ったと評価…63%

○会員企業による自治体の協定に対する評価（図3.5-5）

役に立ったと評価…71%

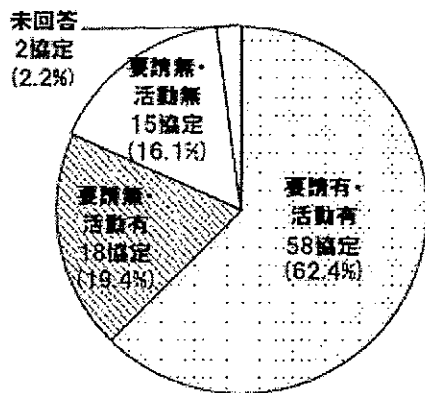


図3.5-2 協定に基づく要請の有無と対応

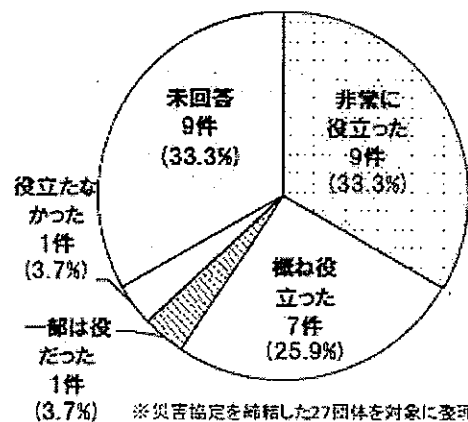


図3.5-3 業界団体による自治体の協定に対する評価

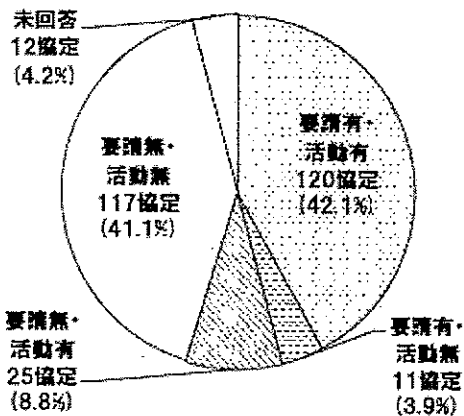


図3.5-4 会員企業に対する行政からの協定 (285協定) に基づく要請と対応

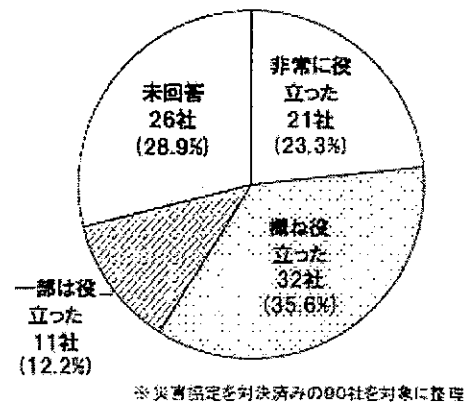
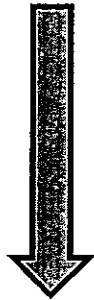


図3.5-5 会員企業による自社の協定に対する評価

H24年度

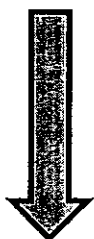
緊急輸送道路の被災想定



- ・津波(津波浸水)
- ・落石・崩壊等(道路斜面危険箇所、高盛土箇所等)
- ・落橋(耐震補強状況、アクセス道の橋梁状況)
- ・液状化(液状化予測範囲、マンホール位置)
- ・建築物倒壊等(倒壊による道路閉塞箇所、未改良箇所、立体交差物件の耐震状況)

H25年度

津波による落橋簡易判定



- ・桁抵抗力津波作用比を用いた評価手法
- ・波高を用いた安全照査法

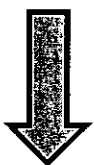
※緊急輸送道路の被災想定完了
区間別啓開難易度ランクの検討

優先啓開防災拠点の選定



- ・危機管理部、自衛隊と協議
- ・特に優先して啓開すべき防災拠点の選定

優先啓開ルートを選定



- ・直轄国道と優先啓開防災拠点を結ぶルート
- ・優先啓開防災拠点間を結ぶルート
- ・区間別啓開難易度ランクを加味し検討

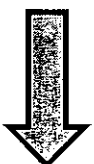
優先度別道路啓開図面の作成



- ・優先啓開防災拠点、優先啓開ルートの整理

H26年度
以降

事務所別道路啓開計画の策定



- ・優先啓開ルートの精査
- ・土木企画課と協議
業者の配分計画、初動体制の確保等

緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

18 高建管第 316 号
平成 18 年 8 月 14 日

土 木 部 各 課 長
土 木 部 各 出 先 機 関 長 様
水産振興部漁港漁場課長

土木部長

緊急応急工事及び緊急委託業務の発注の取扱い変更について（通知）

風水害震火災又は予見しがたい非常事態により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合の標記の取扱いについては、平成 16 年 1 月 29 日付け 15 高建管第 600 号土木部長通知によってきたところですが、土木事務所における当該事業発注権限が平成 18 年 8 月 14 日付けで土木事務所長から土木事務所内事務所長の専決事項とされたことに伴い、同日付けで下記のとおりに変更することとしましたので、適正に処理してください。

なお、本通知関係は土木部イントラ建設管理課ページに掲載しましたので、参照してください。

記

- 1 通常事務の例外措置として、まず所属長の判断で取引実績等のある業者に発注し、その後、設計書の作成、予算の確保等を行い、別添フロー図を参照して事務処理を行う。
なお、本発注は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による随意契約（緊急の必要により競争入札に付することができないとき、に該当）によるものであることに注意してください。
- (1) 緊急に実施する必要がある応急工事の範囲
直ちに対応しなければ県民の生命や財産に危険又は支障を及ぼし、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応できないと判断される応急工事であり、安易な適用はしないこと。
(例) 崩落土砂の取り除き
仮設防護柵の設置
- (2) 緊急委託業務の範囲
避難や交通規制を迅速かつ適切に実施するために必要な調査、警報装置等の設置及び除雪であって、設計書作成のいとまがなく、通常の入札では対応できないと判断される委託業務であり、安易な適用はしないこと。
(例) 地すべりに伴う伸縮計の設置や観測及び警報装置の設置、除雪委託契約がなされていない路線での除雪作業

(3) 事務処理

発注後直ちに設計書を作成するものとしますが、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合（別添フローⅠ型）と、工期に余裕がなく契約金額確定が工事完成後となる場合（別添フローⅡ型）に分けて事務処理を行ってください。

土木事務所内事務所にあつては、発注権限は事務所長にありますが、支払い等の経理処理は土木事務所が行うことから、発注後直ちに発注依頼書を土木事務所にFAX通知して発注を周知するとともに、予算の確保等、密接に連絡を取り合つて事務処理を行ってください。

その他、次の事項に注意してください。

①発注依頼書

「業者選定理由」欄には、当該業者とした具体的な理由（「工事現場にもっとも近く迅速な対応が可能」等）を記入すること（土木事務所又は事務所控分のみで可）。ただし、請負対象金額（委託対象金額）30万円未満の場合には、これを省略しても差し支えないこと。

②経費支出伺

契約金額確定が工事完成後となる場合（Ⅱ型）では、設計金額が確定できた段階で、当該金額を上限とする経費支出伺を作成すること。支出負担行為決議書兼支出命令書による支払いの根拠は経費支出伺であつて、発注依頼書自体は根拠とはならないことに注意。

③施行伺

Ⅰ型では支出負担行為決議書起案時、Ⅱ型では経費支出伺起案時に施行伺をする。

このとき、契約方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約とし、

ア 緊急応急工事（緊急委託業務）の発注であり、競争入札に付することができないこと。

イ 契約書は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第38条第1号（請負対象金額（委託対象金額）が規則第31条に規定の金額以下の場合）又は第4号（請負対象金額（委託対象金額）が規則第31条に規定の金額を超える場合）の規定により作成しないこと。

ウ 契約保証金は規則第40条第6号の規定により免除するものであること。

を明記するとともに、発注依頼書に記載された業者選定理由を契約の相手方の選定理由として併記すること。

なお、当該工事（委託業務）が本通知による緊急応急工事又は緊急委託業務の発注に該当するか否かの判断についても、施行伺の中で明示する必要があること。

2 その他

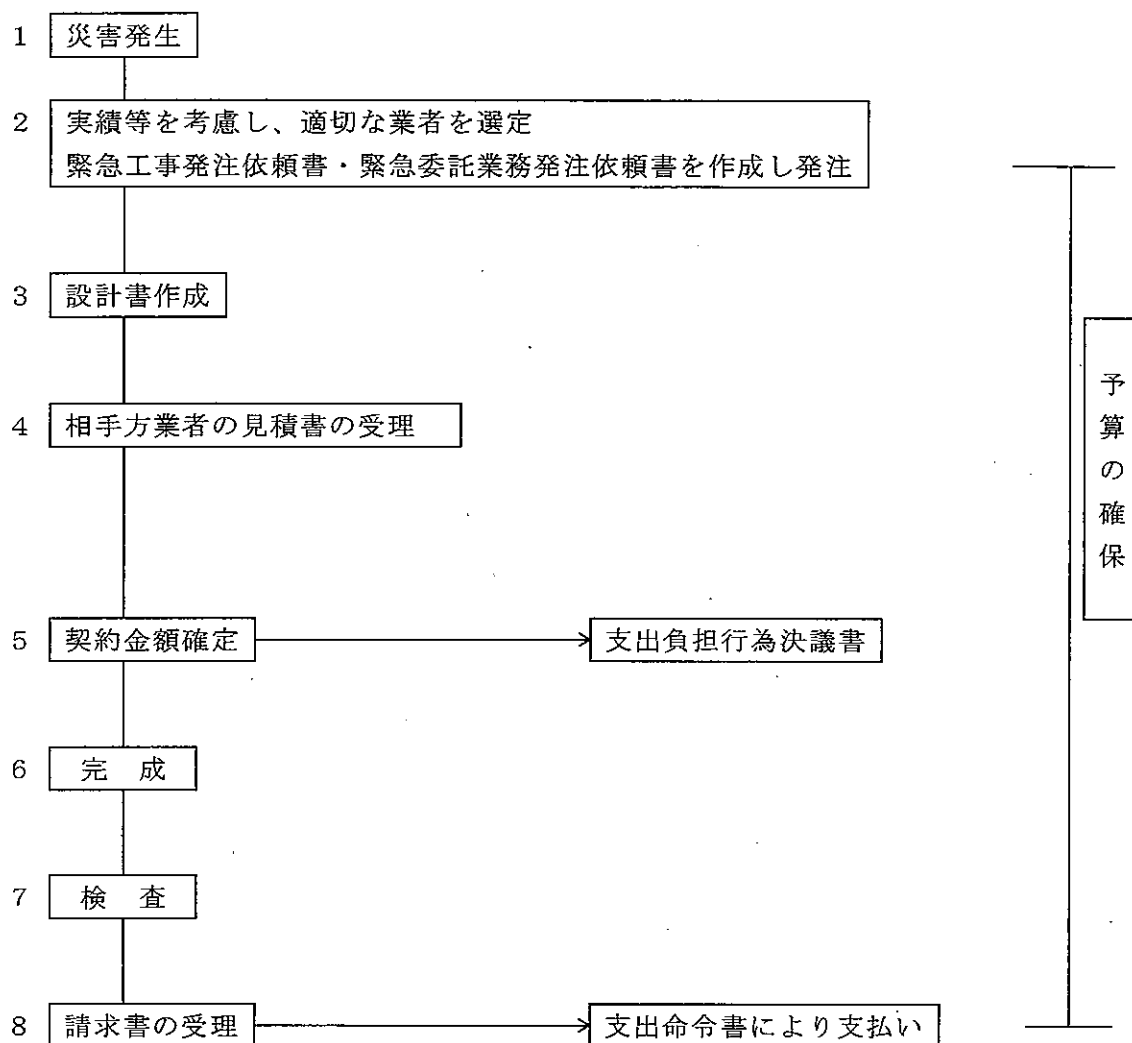
「緊急応急工事及び緊急委託業務の発注について（通知）」（平成16年1月29日付け15高建管第600号土木部長通知）は廃止します。

3 施行期日

この通知は、平成18年8月14日から施行する。

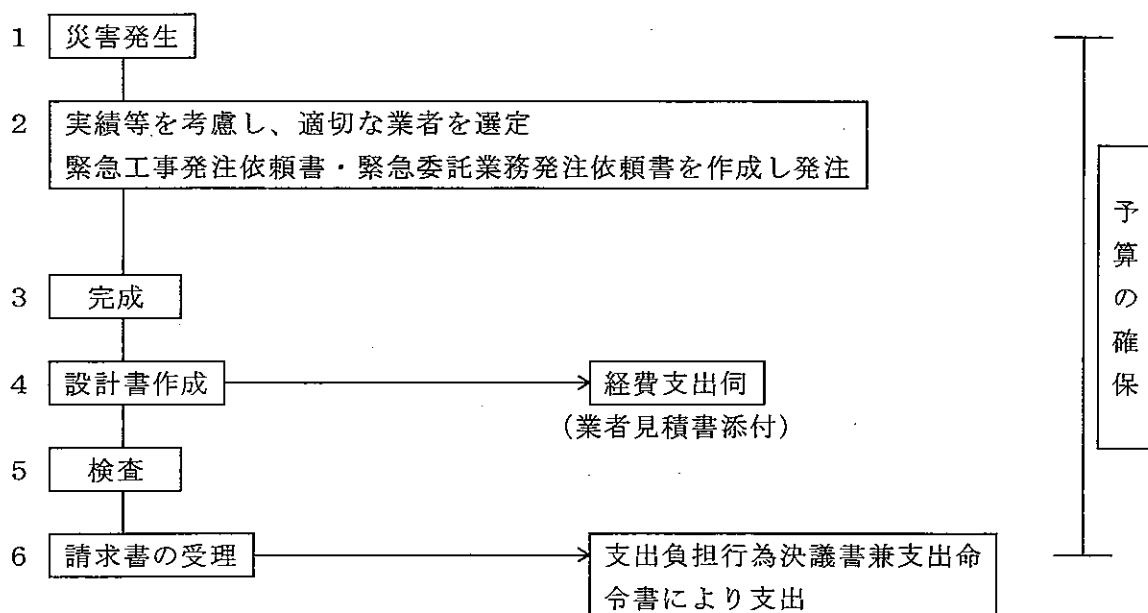
この通知は、平成24年4月1日から施行する。

緊急応急工事及び緊急委託業務における発注フロー(土木事務所Ⅰ型)(工期余裕あり)



- 注：1 本フローは、工期に余裕があり工事完成前に契約金額確定が可能な場合である。
- 2 緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書の「NO.」欄には、年度、土木事務所の略称—その年度の通し番号を記入し、整理すること。
(例 18安芸-1、18河川-2)
- 3 設計書は、発注後直ちに作成し、相手方業者からの見積書提出により支出負担行為を行うこと。(契約書は不要。)

緊急応急工事及び緊急委託業務における発注フロー(土木事務所Ⅱ型)(工期余裕なし)



- 注：1 本フローは、工期に余裕がなく工事完成前には契約金額が確定しない場合である。
- 2 緊急工事発注依頼書及び緊急委託業務発注依頼書の「NO.」欄には、年度、土木事務所の略称—その年度の通し番号を記入し、整理すること。
(例 18安芸-1、18河川-2)
- 3 設計書は、発注後直ちに作成し、算定できた段階でこれを根拠に経費支出伺の事務処理をすること。(業者見積書を添付。)
経費支出伺がない場合、緊急工事発注依頼書自体は支出負担行為決議書兼支出命令書による支払い根拠とはならないこと。

事 務 連 絡

平成23年3月16日

各地方整備局 総務部 契約管理官 殿
 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 事業振興部
 工事管理課 工事契約管理官 殿
 技術管理課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部
 技術管理課長 殿

大臣官房 地方課

公共工事契約担当室長

大臣官房 技術調査課

建設システム管理企画室長

北海道局予算課 経 理 指 導 官

東北地方太平洋沖地震に伴う緊急復旧事業の前金払の取り扱いについて

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって、甚大な被害を受けたことから、被災地域においては迅速な緊急復旧事業の実施が求められているが、緊急復旧事業を円滑に着手・実施するにあたり必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要である。

については、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるよう、次のとおり取り扱いを定めたので、適切に取り扱われたい。

記

○緊急復旧事業に係る前金払の推進について

従来、前払金の支払手続きは、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難であり、又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続きを行えるものであるため、緊急復旧事業を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該業者の意向を踏まえて、積極的に活用されたい。

(1) 緊急復旧事業の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続きを行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の地震被害に係る緊急復旧事業において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「緊急復旧事業の暫定契約書」（別紙1）を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

(2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続きを行っても差し支えないものとする。

なお、業務においても上記と同様の対応とし、土木設計業務等委託契約書の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対し交付されたい。

緊急復旧事業の暫定契約書

工事の名称	〇〇緊急災害工事
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 築堤工 法面工 かごマット工 根固めブロック 撤去工
契約業者名	〇〇〇建設 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
工事種別	一般土木
請負契約日(協議成立日)	平成23年〇月〇日
工期(暫定)(自)	平成23年〇月〇日
工期(暫定)(至)	平成23年〇月〇日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇建設 株式会社 印

緊急復旧事業の暫定契約書

業務の名称	〇〇緊急災害業務
業務概要 (契約金額(概算)に相当する業務概要を記載すること。)	災害復旧業務 〇〇検討業務 〇〇測量
契約業者名	〇〇〇コンサルタント 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
業務履行場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
業務種別	建設コンサルト業務及び測量業務
請負契約日(協議成立日)	平成23年〇月〇日
履行期間(暫定)(自)	平成23年〇月〇日
履行期間(暫定)(至)	平成23年〇月〇日
備考	東北地方太平洋沖地震に伴う、緊急復旧事業における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第26号)による土木設計業務等委託契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇コンサルタント 株式会社 印

高知県建設業協会連絡網現状表

平成25年7月1日現在

	会社			自宅			携帯		衛星携帯	無線
	電話	FAX	メール	電話	FAX	メール	電話	メール		
							携帯			
協会 ⇄ 役員	○	○	○	○	○	○	○	○	/	
協会 ⇄ 支部	○	○	○	/	/	/	/	/	○	
協会 ⇄ 会員	○	○	○	/	/	/	/	/	/	
協会 ⇄ GPS会員	○	○	○	/	/	/	○	○	/	
協会 ⇄ 青年部連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	/	
協会 ⇄ 職員	/	/	/	○	○	○	○	○	/	
支部 ⇄ 役員・職員	○	○	○	○	○		○		/	
支部 ⇄ 会員	○	○		/	/	/			/	
支部 ⇄ 青年部	○	○							/	

高知県建設業協会の各支部事務局職員状況

支 部 名	事務局職員	状 況
室戸支部	1名	月、水、金 8時30分～17時
安芸支部	1名	月、水、金 8時30分～17時
南国支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
嶺北支部	2名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
高知支部	2名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
伊野支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
高吾北支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
高陵支部	2名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
高幡支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
中村支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時 及び奇数週土曜日午前中
宿毛支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
土佐清水 支部	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時
幡多支部 連合会	1名	月～金(祭日を除く)8時30分～17時 及び奇数週土曜日午前中

衛星携帯電話の保有状況

高知県

本庁

所属	台数
危機管理部	4
河川課	3
河川課(ダム管理)	1
小計	8

出先機関

所属	台数
安芸土木事務所	1
室戸事務所	1
中央東土木事務所	1
本山事務所	1
高知土木事務所	1
中央西土木事務所	1
越知事務所	1
須崎土木事務所	1
四万十町事務所	1
幡多土木事務所	1
宿毛事務所	1
土佐清水事務所	1
坂本ダム	2
永瀬ダム	2
鏡ダム	2
小計	18

合計	26
----	----

高知県建設業協会

所属	台数
協会本部	3
室戸支部	1
安芸支部	1
南国支部	1
嶺北支部	1
高知支部	1
伊野支部	1
高吾北支部	1
高陵支部	1
高幡支部	1
中村支部	1
宿毛支部	1
土佐清水支部	1
合計	15

【参考資料】

高知県防災行政無線システム 回線構成図

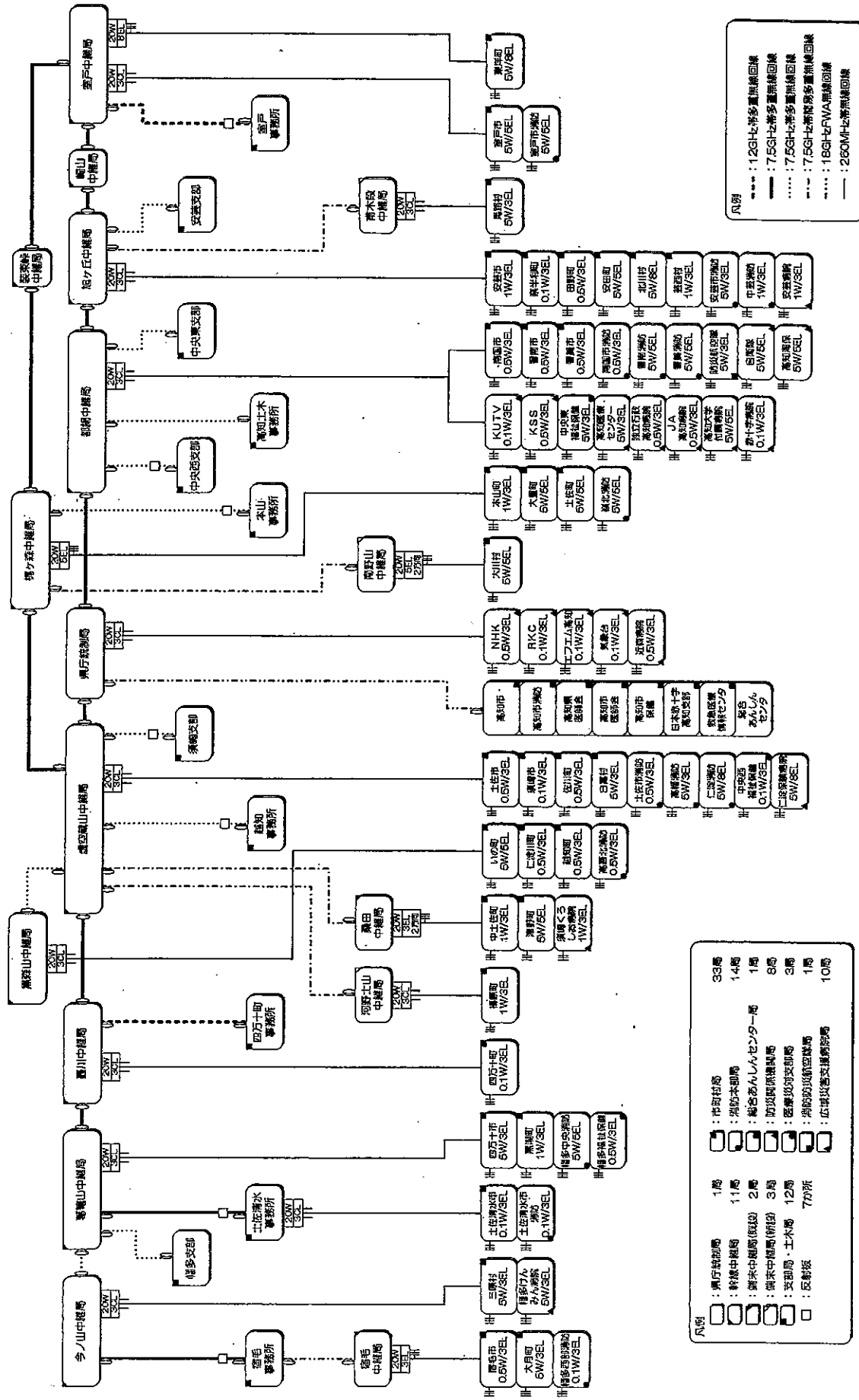
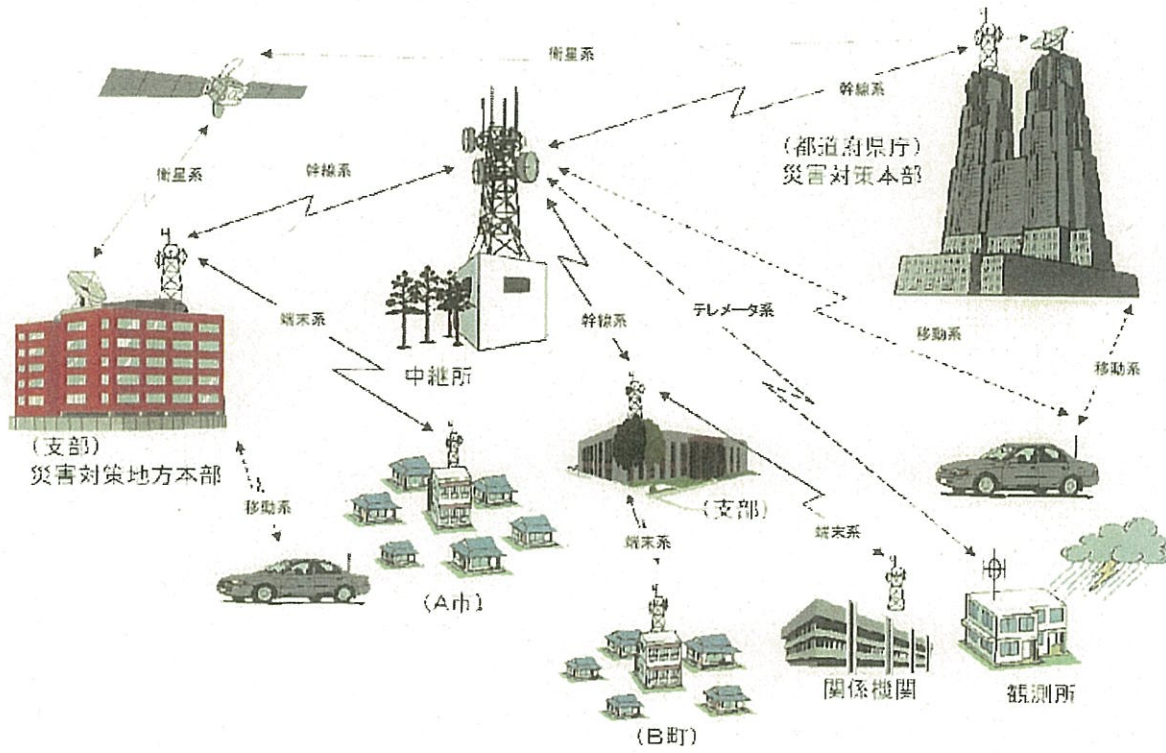


図 2-2-6 都道府県防災行政無線概念図



ASPを用いた災害対応資源のデータベース化およびその運用について

1. はじめに

災害発生時において、多くの資機材を保有する建設会社はインフラや建築物の復旧に積極的に携わり、地域の早期回復に貢献するという役割を求められます。

そのため本企画では、会員企業個々の保有資機材および各現場での資機材稼働状況を把握し、情報の一元化および関係機関との情報共有を図ることによって、災害発生時に各企業の資機材保有・稼働状況を考慮した効果的な復旧活動を行うこと、また、その必要がある場合は機材を現場から直接被災箇所に派遣するなど、迅速・効率的な対応措置を取ることを目的とした情報共有を提案します。

2. basepage を用いた資機材の情報共有について

工事情報共有システムを提供する ASP サービスとしての basepage には、建設会社の保有する資機材を管理する「資材管理」機能があります。資材管理機能とは、資機材に関わる情報を一元管理する機能です。この機能上では、ある一つの機材情報に付随する要素として写真情報、また GIS を用いることにより位置情報をその要素として持つことができ、視覚的および巨視的に情報を閲覧・共有・分析できます。以下にその機能を用いた情報共有の方法について説明します。

・資材管理機能を用いた各会社の保有する資機材管理

資材管理機能を用いて、各会社の保有する建設重機や建設資材等を一元管理します。これにより、会員企業の会社情報および資機材保有情報が災害対応資源として把握・集約されます。災害発生時には建設業協会が会員企業を統括し、指示・連携を取り合って迅速な対応措置を行います。

資機材を管理している会社の場所をポイントで表示します。

資機材を管理している会社を一覧で表示します。

GISと重ね合わせることで、会社の位置を目視

大分類	中分類	価格	台数・備数・人数	住所(主たる保管場所)	緯度	経度
運搬車両	小型トラック	5未満	1	高知市1-1	33.112057	140.111154
運搬車両	小型ダンプトラック	4t	1	高知市1-1	33.112057	140.111154

建設機械の操作に必要な免許等について

①公道を走るために必要な免許

大型特殊自動車免許

- 長さ：4.7m超、幅1.7m超、高さ：2.0m超のうち1つでもあてはまる
特殊車輛で公道を走るために必要な自動車の免許

②機械の操作をするための資格

労働安全衛生法の定めにより技能講習を修了することが必要

例) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習

- 次のような建設機械で機体質量3トン以上のものを運転操作するのに
必要な資格

(油圧ショベル、ホイールローダ、ブルドーザ、モーターグレーダ等)

【罰則】資格を持たずに重機や建機の操作や運転をした場合は、
事業主に6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、
作業者に50万円以下の罰金が課せられる

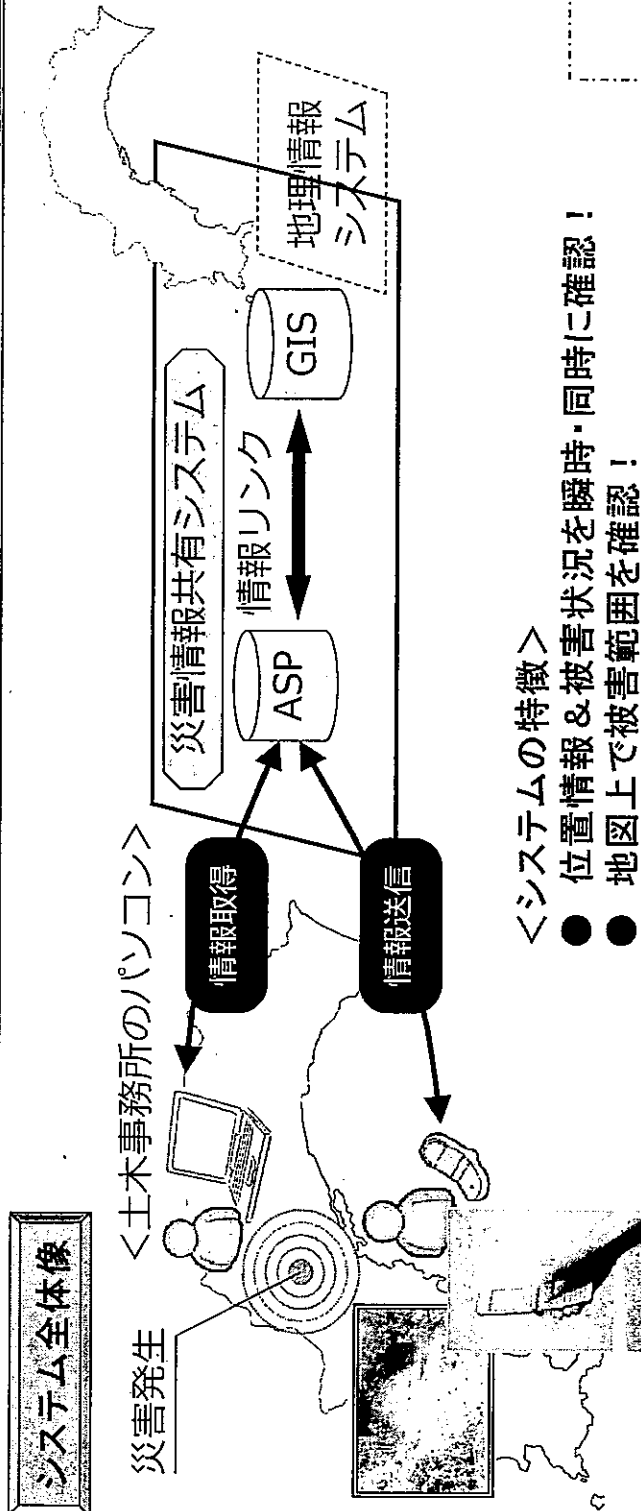
平成24年度 各土木事務所震災対策訓練一覧

事務所名	訓練の種類(目的)
安芸土木事務所	1 避難訓練 2 職員の安否確認 3 GPS携帯災害情報共有システム実用訓練
室戸事務所	1 避難訓練 2 職員の安否確認 3 支部建設協会とのGPS携帯災害共有システムの実用訓練
中央東土木事務所	1 GPS携帯訓練(「災害情報共有システム」訓練) 2 職員安否確認訓練 3 応急復旧実施体制確保訓練 ((社)高知県建設業協会南国支部と連携し、応急復旧実施体制を確保するため協力事業者の支援体制の状況(被災の有無、出勤の可否、人員、機材の有無など)を把握する訓練)
本山事務所	1 職員の安否確認訓練 2 高知県建設業協会嶺北支部との連絡訓練
高知土木事務所	1 地震・津波発生時の避難訓練(庁外職員の安否確認を含む) 2 業務継続のための情報収集訓練
中央西土木事務所	1 GPS携帯による建設業協会伊野支部との情報伝達訓練(その1) 2 " (その2)
越知事務所	1 GPS携帯による建設業協会高吾北支部との情報伝達訓練 2 職員の安否確認訓練
須崎土木事務所	1 南海地震を想定した所属職員の安否確認訓練 2 GPS携帯訓練
四万十町事務所	1 安否確認(スムーズな確認の発信と返送、報告) 2 GPS携帯による被災等情報伝達訓練(協力業者と職員相互の迅速な被害把握) 3 被害想定による参集シミュレーション(職員各自が被害の段階に応じた参集経路を把握)
幡多土木事務所	1 GPS携帯訓練「災害情報共有システム」、建設会社との情報収集・提供の訓練
宿毛事務所	1 避難訓練 2 職員の安否確認 3 GPS携帯訓練
土佐清水事務所	1 情報収集訓練の実施 2 避難訓練と安否確認訓練の実施 3 模擬訓練の実施

GPS携帯による災害情報共有システム

再掲
第2回資料5

情報収集の
スピードと精度が
向上!



<土木事務所のパソコン>

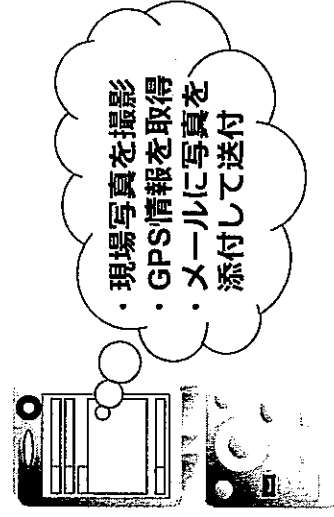
<システムの特徴>

- 位置情報 & 被害状況を瞬時・同時に確認!
- 地図上で被害範囲を確認!
- 被害情報のデータベース化!

建設業者 <協会会員>

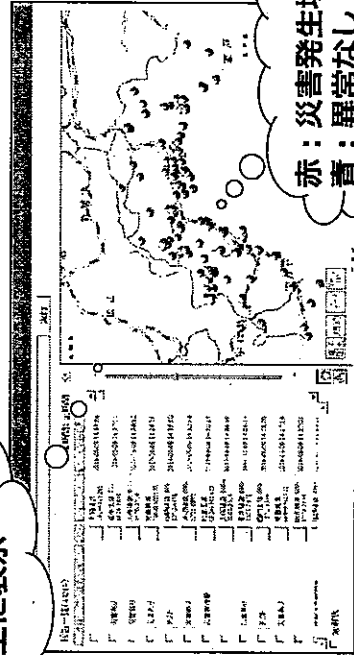
システム運用の流れ

① 災害情報収集



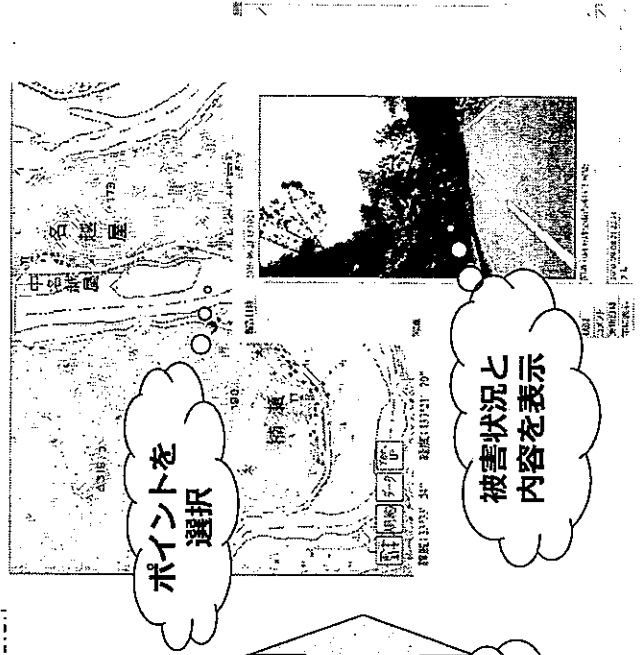
建設業者 <協会会員>

災害場所を
地図上に表示



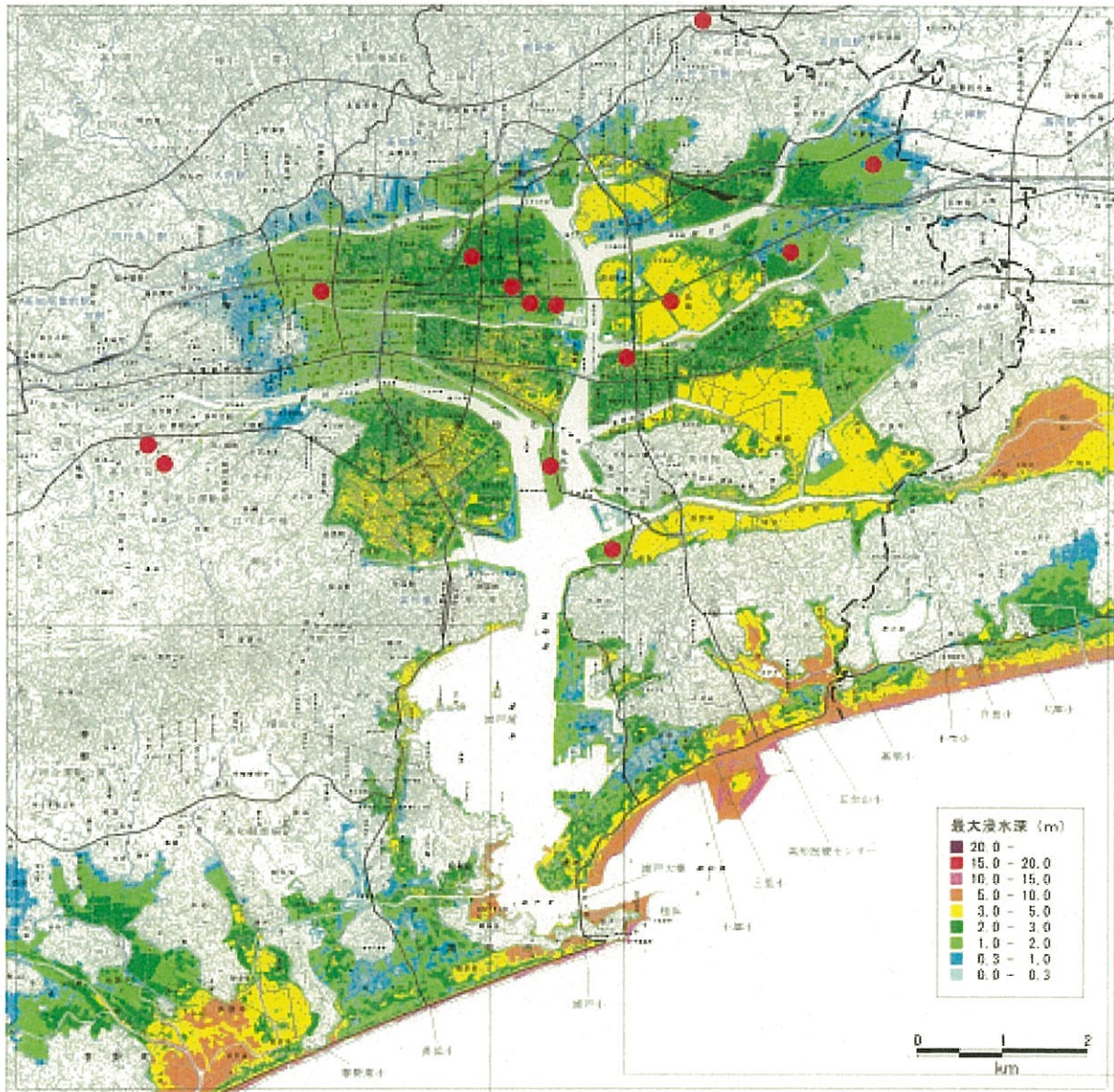
<県土木事務所のパソコン>

② 災害場所確認



③ 災害内容確認

津波浸水予測図(H24.12.10 高知県南海地震対策課公表資料)と
建設機械レンタル・リース事業者の所在地(赤丸)



※現在の基図は古いものが含まれています。最新の基図が発行されましたら、差し替えとなります。

カウンターパート

1 相互支援体制に関する基本合意

中国・四国9県の間で、平成23年11月21日に「大規模広域的災害に備えた中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」が交わされ、カウンターパートによる相互支援体制と中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置・役割が定められた。

概要

(1) 相互支援体制グループ

- グループ1 鳥取県、徳島県
- グループ2 岡山県、香川県
- グループ3 広島県、愛媛県
- グループ4 島根県、山口県、高知県

(2) 広域支援本部

①設置場所

- 中国地方：中国地方知事会の会長県
- 四国地方：四国知事会の常任世話人県

②役割

被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整

2 広域支援に関する協定

その後、平成24年3月1日に、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」が締結され、支援内容や経費負担等が定められた。

概要

(1) 支援の内容

- ①食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(2) 支援に要する経費の負担

支援に要した経費は原則として支援を受けた県の負担とする。

参考

カウンターパートとは、直訳すると「対等の立場にある相手、対応相手」を意味する。

関西広域連合が東日本大震災で実践。支援相手の県をあらかじめ決めて平時から交流を図ることで災害発生時に被災地域のニーズに応じたきめ細かい支援が可能になるといったメリットがある。

今回の中国・四国のカウンターパート方式は、地方ブロック間では全国で初めてのケースになる。

大規模広域災害に備えた中国・四国ブロックの連携強化について

大規模広域災害に備えた中国・四国ブロックの連携強化については、先に開催された四国知事会議や中四国サミットにおいて、議論が行われてきたところです。

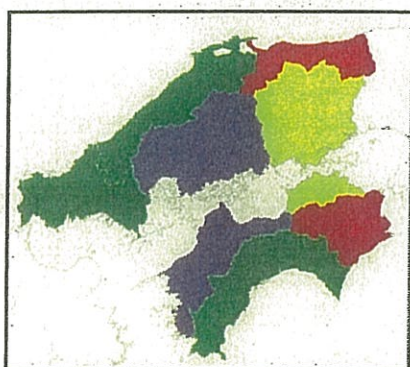
中四国サミットにおいて、「カウンターパート方式」の相互応援を行うことが合意され、その後、四国知事会としてカウンターパートの組合せに合意し、本日、中国知事会議が開催され、この組合せが合意されたことにより、中国・四国ブロックにおけるカウンターパートの組合せが決定されました。

また、「カウンターパート方式」を補完するなど、中国・四国ブロックにおける応援体制をより強固なものとするため、各ブロックに「広域支援本部」を設置し、ブロック内の応援調整等を行うことについても、本日、中国・四国9県での合意に至ったところです。

今後は、事務的な調整を経て、中国・四国各県知事による合意書の締結を予定しています。

■合意された内容

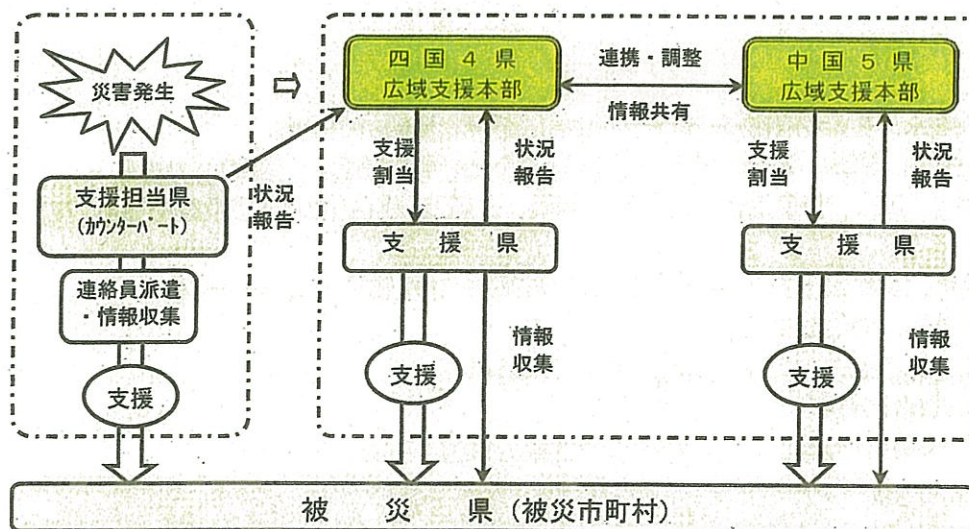
(1) 中国・四国ブロックにおけるカウンターパートの枠組み



- グループ1 (赤) : 鳥取県・徳島県
- グループ2 (黄) : 岡山県・香川県
- グループ3 (青) : 広島県・愛媛県
- グループ4 (緑) : 島根県・山口県・高知県

◆「カウンターパート方式」とは被災自治体に特定の自治体を割り当てて支援させる仕組みであり、中国・四国ブロックではこの枠組みをあらかじめ決めておき災害に備えるものである。

(2) 中国・四国ブロックにおける広域支援本部の設置



◆広域支援本部の機能(例)

- ・カウンターパート支援県に加え、他の余力がある県を支援県として割り振る。
- ・カウンターパートの両県が被災した場合に、支援県を調整する。 など

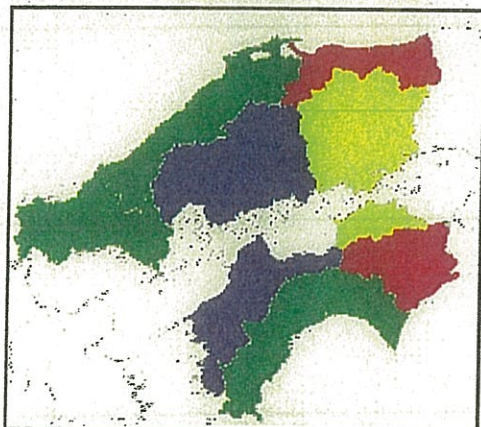
大規模広域的災害に備えた 中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1(赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2(黄色)	岡山県、香川県
グループ3(青色)	広島県、愛媛県
グループ4(緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。

なお、会長県及び常任世話人県が被災した場合には、その設置県を調整する。

- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県

鳥取県知事

島根県

島根県知事

岡山県

岡山県知事

広島県

広島県知事

山口県

山口県知事

徳島県

徳島県知事

香川県

香川県知事

愛媛県

愛媛県知事

高知県

高知県知事

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行なう。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣及びあつせん並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下の同じ）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

目的

大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する。

活動内容

大臣(災害対策本部長)指揮命令のもと、全国の各地方整備局等が以下の活動を実施

- 被災状況の調査
- 災害緊急対応
 - ・緊急輸送路の確保
 - ・緊急湛水排除
- 被災地方自治体の支援
 - ・リエゾンの派遣
 - ・衛星通信車等の派遣による通信網確保
 - ・災害復旧に関する技術指導や助言
- 二次災害の防止
 - ・応急対策の立案・実施
 - ・被災箇所 の危険度予測

TEC-FORCE隊員総数

国土交通省各組織の職員で合計3,546名(平成24年4月1日現在)

事前の体制整備

- ・職員をTEC-FORCE隊員としてあらかじめ指名するなど、事前に人員・資機材の派遣体制及び受入体制を整備し、迅速な活動を実施
- ・平時に研修や訓練を行うことによる対応能力の向上
- ・活動計画や活動拠点の準備による強化

災害対策用機材の配備

- ・災害対策用機材(ヘリコプター、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、応急組立橋等)を地方整備局や事務所に配備

TEC-FORCE各班の活動内容

隊員は河川、砂防、道路、港湾、建築、電気、機械、下水道等の専門技術者等で構成され、あらかじめ任務別に班編成を行うことにより、緊急事態に速やかでの確な対応を可能にしています。

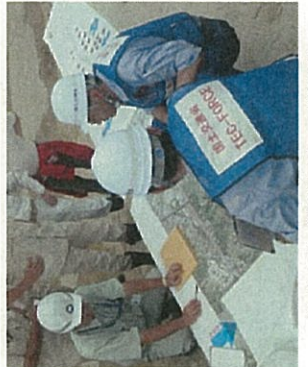
各班(任務)	活動内容
先遣班	被災直後から先行的に派遣し、被災状況や必要応援規模を把握するとともに、派遣元への情報連絡により支援体制の強化を図る
被災自治体支援班(リエゾン)	被災直後から先行的に派遣し、被災状況や被災自治体の支援ニーズを把握し、被災地方整備局等の災害対策本部に伝達するほか、自治体業務の支援を実施
現地活動調整班	現地のTEC-FORCE各班と災害対策本部との連絡調整、技術支援に係る派遣元の地方支部局等との連絡調整、災害情報、応急対策活動等との情報収集
情報通信班	国が保有する衛星通信車、Ku-SAT(小型画像伝送装置)等の機材を活用し、被災地の映像情報配信や災害対策に係る被災地の通信回線確保
高度技術指導班	特異な被災事象等に対する被災状況調査、高度な技術指導、被災施設等の応急措置及び復旧方針樹立の指導を実施
被災状況調査班(ヘリ調査)	災害対策用ヘリコプターにより、広域にわたる被災状況調査を実施
被災状況調査班(現地調査)	踏査等により、公共土木施設等の被害状況を調査し、被災箇所での早期把握を実施
応急対策班	国が保有する照明車、排水ポンプ車、応急組立橋梁等の資機材を活用し、被災地の応急対策を支援する



被災状況調査(現地調査)



復旧工法の検討



復旧方針樹立の指導



訓練:排水ポンプ設置訓練、実地訓練など
による平時の備え



東日本大震災におけるTEC-FORCEの活動

○国土交通大臣の指示の下、地震直後からTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)として専門知識を有する職員の派遣や災害対策用資機材の広域運用を開始。(震災翌日には400名の派遣体制を構築)

○最大500名を超える体制で、迅速な被災状況の把握、途絶した通信機能の確保、排水ポンプ車による湛水の排除、市町村施設の復旧のための調査等を実施。



※数字はH23.6/5現在
※実出勤人数の東北地整は集計していない。

高知県建設業BCP認定審査要領(平成24年6月)(抜粋)

表2 確認項目と確認内容

確認事項		確認内容
A	重要業務の選定と目標時間の把握	A-1 受ける被害の想定 A-2 重要業務の選定 A-3 目標時間の設定
B	災害時の対応体制	B-1 社員および家族の安否確認方法 B-2 災害時の対応体制 B-3 災害対策本部長の代理者及び代理順位
C	対応拠点の確保	C-1 対応拠点、代替連絡拠点の確保 C-2 対応の発動基準
D	情報発信・情報共有	D-1 発災直後に連絡を取ることが重要な国、県、市町村等との相互の連絡先の認識
E	人員と資機材の調達	E-1 自社で確保している資源の認識 E-2 協力会社との緊急時の連絡先、連絡手段の相互認識
F	事業継続計画の改善計画	F-1 課題改善の実施計画 F-2 訓練計画 F-3 事業継続計画の改善計画
G	事業継続計画の改善の実施	G-1 課題改善の実施(新規申込の場合は不要) G-2 訓練の実施 G-3 事業継続計画の改善の実施(新規申込の場合は不要)

迅速に初期活動を開始出来た要因について

『東日本大震災発生後の地元建設企業の活動状況について～活動実態のアンケート調査結果より～』（国土交通省東北地方整備局アンケート調査より（建設マネジメント技術 2012 月 9 月号より抜粋）

※調査対象者

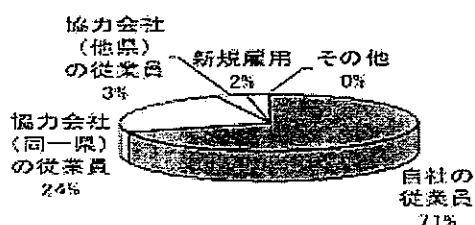
東北建設業協会連合会 会員企業 1,730 社

回答企業のうち、活動を実施した社：411 社（回答企業：806 社）

- ・建設機械オペレータの所属は、「自社+協力会社の従業員」が9割以上。
- ・建設機械の所属は、「自社+協力会社保有」が7割。

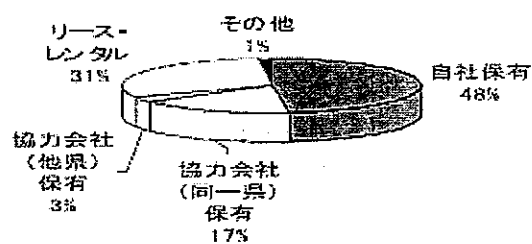
建設機械オペレータの所属

(N=411) (複数回答)



建設機械の保有状況

(N=411) (複数回答)

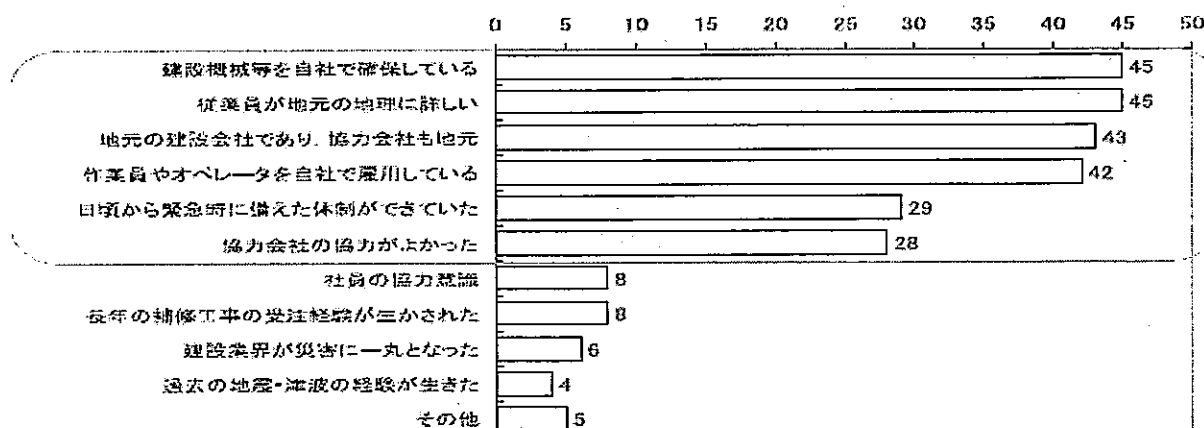


その他の内容：発注者の貸与機械

図一 2 建設機械オペレータの所属および建設機械の保有

スピーディーな活動が可能となった要因

(N=411) (複数回答)



図一 3 活動可能であった要因